

(別紙1)

サービス管理責任者研修 基礎研修 実務経験要件一覧

スマートキッズ株式会社

① 本研修の対象となる指定障害福祉サービス等の種類

療養介護

生活介護（施設入所支援に係るものを含む。）

自立訓練（機能訓練）

自立訓練（生活訓練 ※宿泊型を含む。）

自立生活援助、共同生活援助

就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型

就労定着支援

② 受講要件

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者の業務に従事する方（予定含む）で、次に掲げる区分に応じた実務経験年数を有する方

・実務経験年数

業務	研修受講に必要な 実務経験年数	配置に必要な 実務経験年数
相談支援業務	3年	5年
社会福祉主任用資格等を有しない者による 直接支援業務	6年	8年
社会福祉主任用資格等を有する者による 直接支援業務	3年	5年
相談支援業務及び社会福祉主任用資格等を 有する者による直接支援業務	3年	5年
国家資格等による業務に3年以上従事してい る者による相談支援業務又は直接支援業務	1年	3年

※本研修は、配置に必要な実務経験年数から2年引いた年数から受講可能です。

※実務経験および日数換算について、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年  
以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを指しま  
す。

※サービス管理責任者等として実際に配置される場合には、別途事業者指定所管による実務  
経験の確認が必要になります。（本研修の受講決定は、配置に必要な実務経験を証明するも  
のではありません。）

## ・実務経験業務（相談支援業務）

日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務

相談支援業務 事業・施設	必要な実務経験年数		
	国家 資格者 ※1	有資 格者 ※2	左記以 外の者
<b>① 施設等における相談支援業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定（特定/障害児/一般）相談支援事業</li> <li>・身体障害者相談支援事業</li> <li>・知的障害者相談支援事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> <li>・児童相談所</li> <li>・身体障害者更生相談所</li> <li>・精神障害者社会復帰施設</li> <li>・知的障害者更生相談所</li> <li>・福祉に関する事務所</li> <li>・発達障害者支援センター</li> <li>・保健所・保健センター（障害者の相談支援業務に限る）</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・障害児入所施設</li> <li>・老人福祉施設</li> <li>・精神保健福祉センター</li> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	3年 以上	—	5年 以上
<b>② 就労支援に関する相談支援業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者職業センター</li> <li>・障害者就業・生活支援センター</li> <li>・区市町村障害者就労支援センター</li> </ul>			
<b>③ 進路相談・教育相談の業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校</li> <li>・盲学校</li> <li>・聾学校</li> <li>・特別支援学級（通級による指導・特別支援教室を含む）</li> </ul>			
<b>④ 保険医療機関における相談支援業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> </ul>			
<b>⑤ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務</b>			

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師の資格に基づき（資格取得後に）、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者

※2 有資格者とは、直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含むことができる）

- (1) 社会福祉主任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級（現：介護職員初任者研修）以上に相当する研修修了者
- (3) 保育士及び児童指導員用資格者
- (4) 精神障害者社会復帰指導員用資格者

## ・実務経験業務（直接支援業務）

- ①入浴、排せつ、食事その他の介護
- ②その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）
- ③その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務

直接支援業務 事業・施設	必要な実務経験年数		
	国家 資格者 ※1	有資 格者 ※2	左記以 外の者
<b>① 施設及び医療機関等における介護業務</b> • 障害者支援施設 • 障害児入所施設 • 老人福祉施設 • 介護老人保健施設 • 介護医療院 • 療養病床関係病室 • 障害福祉サービス事業 • 障害児通所支援事業 • 老人居宅介護等事業 • 重度身体障害者グループホーム • 区市町村からの委託等により運営されている小規模作業所 • 区市町村からの委託等により運営されている緊急一時保護事業 • 認知症対応型老人共同生活援助 • 病院 • 診療所 • 薬局 • 訪問看護事業所	3年 以上	5年 以上	8年 以上
<b>② 就業支援業務</b> 特例子会社、助成金受給事業所			
<b>③ 職業教育業務</b> • 特別支援学校 • 盲学校 • 聾学校 • 特別支援学級（通級による指導・特別支援教室を含む）			

※ 1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師の資格に基づき（資格取得後に）、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者

※ 2 有資格者とは、直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含むことができる）

- (1) 社会福祉主任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級（現：介護職員初任者研修）以上に相当する研修修了者
- (3) 保育士及び児童指導員任用資格者
- (4) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者